

独立行政法人国際観光振興機構 第二期中期計画

平成20年3月31日

独立行政法人国際観光振興機構

## 独立行政法人国際観光振興機構 第二期中期計画 目次

### はじめに

1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置
  - (1) 効率化目標の設定
  - (2) 総人件費改革
  - (3) 組織体制の整備
  - (4) 関係機関との連携強化
  - (5) 随意契約の見直し
  - (6) 民間からの出向者等の活用
  - (7) プロパー職員の育成等
  - (8) 内部統制の充実
  - (9) 活動成果の明確化
  
2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置
  - (1) 海外宣伝業務
  - (2) 国内受入体制整備支援業務
  - (3) 国際会議等の誘致・開催支援業務
  
3. 予算、収支計画及び資金計画
  - (1) 自己収入の確保
  - (2) 予算（人件費の見積りを含む。）
  - (3) 収支計画及び資金計画
  
4. 短期借入金の限度額
  
5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画
  
6. 剰余金の使途
  
7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項
  - (1) 人事に関する計画
  - (2) 独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途
  - (3) その他中期目標を達成するために必要な事項

### 別紙

はじめに

平成18年12月、観光立国の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、観光立国推進基本法（平成18年法律第117号）が成立したことを踏まえ、政府は平成19年6月に観光立国推進基本計画を定めた。

基本計画において、独立行政法人国際観光振興機構（以下「機構」という。）は「外国人観光客の来訪促進の中核を担う我が国の政府観光局である」と位置づけられ、「観光宣伝活動や国際会議誘致活動の拠点となる海外観光宣伝事務所の積極的な活用とその活動の充実を図る」ことで、国が掲げる目標の達成に貢献することが期待されている。

機構は40年以上にわたり外国人観光客の来訪促進のための活動を行ってきており、平成15年より開始されたビジット・ジャパン・キャンペーンにおいては、政府の目標である「2010年までに訪日外国人旅行者数1,000万人」の実現に努力してきた。

本中期目標期間においては、ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を承継するとともに、効率的・効果的なインバウンド事業の推進に一層の努力を行っていく。

## 1. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

### （1）効率化目標の設定

#### ① 一般管理費

一般競争入札等の活用等により、業務運営の効率化を推進し、一般管理費のさらなる削減に努める。

##### 数値目標

一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で15%程度に相当する額を削減する。

#### ② 運営費交付金対象業務経費

一般競争入札等の活用、単価の見直しや事業執行方法の改善等を通じて、業務運営の効率化を推進し、運営費交付金対象業務経費の更なる削減に努める。

##### 数値目標

運営費交付金対象業務経費（公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成19年度比で5%程度に相当する額を削減する。

### （2）総人件費改革

総人件費については、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律（平成18年法律第47号）等に基づく平成18年度からの5年間で5%以上を基本とする削減について、引き続き着実に実施するとともに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月7日閣議決定）に基づき、人件費改革の取組を平成23年度まで継続するものとする。

また、機構の給与水準に関しては、国内事務所が東京のみであること、職員の学歴構成が高いこと等の理由から、国家公務員に対する指数では105.3、東京都在勤の国家公務員に対する指数では93.8（指数はともに平成18年度）となっているところであるが、引き続き、給与水準の適正化について検証し、これを維持する合理的理由がない場合には給与水準の適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。

### （3）組織体制の整備

機構の経営資源を海外宣伝事業に重点的に配分するとともに、各業務の連携が効率的に行えるよう、本部組織の改革を行う。具体的には事業を行う事業本部と企画・管理業務を行う企画本部の2本部制とする。各本部の本部長は理事が務める。

事業本部は海外宣伝事業を行う海外プロモーション部と国際会議等の誘致・開催支援業務を行うコンベンション誘致部の2部によって構成される。海外プロモーション部は、事業別の組織から市場別の組織に再編するとともに、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業を着実に推進していくためビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局が発揮していた機能を承継する。ビジット・ジャパン・キャンペーン実施本部事務局の機能を統合することで、機構のもつ様々な機能との相乗効果を発揮し、ビジット・ジャパン・キャンペーン事業の効果的かつ効率的な実施に一層貢献し、これまで以上の実績を上げることを目指す。

企画本部には、機構全体の計画の策定・実行管理等を行う企画部と人事・総務・経理業務を担う総務部を設置する。

本部における業務運営の一層の効率化に努め、海外事務所へ経営資源を重点的に配分する。また、海外事務所については、活動内容の実績や市場の将来性等について毎年度厳格に評価を行い、事務所数や配置の適正性、予算や人員等の経営資源の配分等について、不断の見直しを行う。

### （4）関係機関との連携強化

在外公館、日本貿易振興機構、国際交流基金等他の公的機関の海外事務所、民間企業の海外事業所等に対し、外国人旅行者の来訪促進事業についての理解が深まるように働きかけ、できる限り、広報宣伝・情報提供等の分野での協力を求める等、連携を強化する。また、国土交通省が諸外国の政府と連携して実施する国際観光協議について協力するとともに、他国の政府観光局等との連携・協調を図り、日本を含む複数国を訪れる旅行需要の喚起に努める。さらに、国内の関連団体との連携・協調を図る。

#### (5) 随意契約の見直し

国における見直しの取組等を踏まえ、「随意契約見直し計画」等に基づき、不断の見直しを行い、一般競争入札の導入・範囲拡大や契約の見直し等を通じた業務運営の一層の効率化を図るとともに、その取組状況を公表する。また、契約が一般競争入札等による場合であっても、特に企画競争、公募を行う場合には、競争性、透明性が確保される方法により実施する。さらに、監事による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

#### (6) 民間からの出向者等の活用

海外宣伝業務担当部門を中心に、民間からの出向者や中途採用者の積極的な活用を図るとともに、海外事務所においては、現地採用職員の積極的な活用を図る。また、地方自治体等からの有能な人材の登用も行い、他機関との連携強化による効率的な業務運営を図る。

#### (7) プロパー職員の育成等

本部採用職員に対しては、海外事務所勤務を含め様々な業務を経験できるようキャリア形成に配慮した人事異動を行い、OJTや内外の研修なども活用し、職員の意欲向上と能力開発を図る。また、現地採用職員に対しては、その能力・意欲に合わせた処遇の改善を行い、業務への取組意欲の向上を図るとともに、一層の活用を進める。

職員個々の能力と実績に基づいた適切な人事考課を実施し、適材適所の人事配置を行う。現地採用職員についても、事務所所在国の人事・労務に係る法令・慣行に配慮しつつ、可能な限り人事考課を実施する。

プロパー職員を中核とした体制を構築するため、語学を始めとする専門能力をもった職員の採用・育成に努め、プロパー職員が国際観光振興機構の中核として担うべき役割を的確に果たすことのできる体制を構築する。また、国からの出向者については、プロパーの育成状況等を踏まえ、段階的に受入れを縮小するものとする。

#### (8) 内部統制の充実

組織規程等について、必要に応じて適切に見直しを行うとともに、職員等に対する周知を徹底する。

#### (9) 活動成果の明確化

機構に対する国民の信頼を確保するという観点から、事業成果に関して業務実績報告書及び年次報告書においてとりまとめるとともに、それらを機構のWEBサイトで公開する。

その際、外国人旅行者の増減要因を分析するとともに、国の政策目標である外国人旅行者の増加への貢献を始めとする機構の活動成果がより明確となるよう、諸外国の政府観光

局の事例研究、サービスの満足度の測定等を実施し、アウトカム指標の設定に向けた取組を着実に推進する。

海外事務所に関しては、各事務所ごとに、その活動内容や事業の成果を報告する。その際は、事務所ごとの活動内容を示す明確な指標を設定するとともに、経年変化も踏まえた具体的かつ定量的な報告となるよう努める。

2. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 海外宣伝業務

① 海外マーケット情報の収集・調査・分析・提供

世界の主要な市場国・地域における一般消費者の旅行動向、ニーズ等のマーケティング情報を収集・分析し、最新の各市場での情報や分析結果を出版物、セミナー等により、事業パートナー等へ提供する。

#### 数値目標

事業パートナーに対する調査において、機構からの情報提供が「役に立つ」という回答が平均して7割を上回ることを目指す。

② 訪日外国人旅行者誘致のための事業

ア 事業計画の策定

我が国の観光魅力を海外に発信し、訪日旅行の需要を喚起するとともに、訪日旅行商品の開発・販売を支援する事業を効果的・効率的に実施するため、海外事務所が入手する情報や、本部が実施する調査結果等を活用し、各市場の具体的なプロモーションの事業計画を策定する。

事業実施に当たっては、機構が、民間事業者、地方自治体等との間のコーディネート機能を主導的に発揮し、事業の効果的実施を図る。

イ 広告宣伝・メディア広報事業

各市場のターゲット・セグメントに対する広告宣伝事業では、様々なメディア媒体（WEBサイト、テレビ、新聞・雑誌、等）を効果的に組み合わせることで相乗効果をあげるよう努力する。

特に、WEBサイトを最も重要なマーケティング手段として位置づけ、WEBサイトの効率的・効果的な活用を図るとともに、一般消費者、旅行会社、メディア等からの問合せに対してもWEBサイトを最大限活用し、良質の情報を効率的に提供する。

また、訪日旅行者及び海外送客事業者を対象とする情報コンテンツや機能の拡充（訪日

旅行者に関心の高い「食」や「ショッピング」等に関する実用情報、ユーザー参加型機能、言語追加、動画ライブラリ整備等)を行う。

メディア広報事業については、海外の有力なメディア（在日外国人メディアを含む。）に対し、WEBサイトやニュースレターによる日本観光情報の提供などを通して訪日取材を働きかける。

訪日取材に際しては、国内マーケットのニーズやツアー造成事業に連動した適切な取材対象の選定、国内旅行関連業界との協力による取材先のアレンジ、取材経費の一部負担の支援等を行うことにより、より訪日促進効果の高い記事掲載を促すとともに、WEBサイトへの誘引を働きかける。

#### 数値目標

中期計画期間中に、機構のWEBサイトのアクセス数を1億ページビューにする。

### ウ 訪日旅行商品の造成・販売支援

海外の旅行会社の訪日旅行商品造成を支援するため、情報提供・コンサルティング、旅行博覧会や展示会等への出展、有力旅行会社の日本への招請、日本における商談会の開催等の支援を行う。また、民間競争入札の導入等により、可能な限り民間委託を推進するとともに、一般消費者向けに日本の観光宣伝をあわせて行う際には、地方自治体、民間事業者等と連携することで、効率的・効果的な事業展開を図るべく努力する。

また、機構が主催する研修・セミナーの実施、現地旅行会社との共同広告、有力な訪日旅行販売担当となる可能性のあるJTS（Japan Travel Specialist）育成事業等により現地旅行会社の訪日旅行商品販売活動を支援する。

#### 数値目標

中期目標期間中に、機構が造成・販売支援を行った旅行商品により訪日した外国人旅行者の数を60万人とする。

## （2）国内受入体制整備支援業務

### ① 観光案内所の整備支援業務

外国語対応可能な観光案内所の整備を支援するために、機構のビジット・ジャパン案内所に加えした観光案内所に対し外国人対応に関するノウハウを提供するなどの支援を行い、観光立国推進基本計画に掲げられている「平成23年度までにビジット・ジャパン案内所の数を300箇所とする」目標の実現に国交省と協力して取り組むとともに、案内所の提供するサービスの質の向上に努める。

ビジット・ジャパン案内所指定・支援業務については、地方運輸局や地方自治体、業界団体等関係機関との役割分担や各案内所に求められるサービス内容を踏まえ、中期目標期間終了時までには事業の在り方を検討する。

ツーリスト・インフォメーション・センター（以下、「TIC」という。）は、TICを利用する訪日外客の動向、ニーズ等に関する情報を随時把握し、TICに求められるサービス内容を踏まえて、その情報を海外宣伝事務所、地方公共団体、民間事業者等にフィ

ードバックするためのアンテナショップとしての機能を積極的に果たしていく。また、TICは最新日本観光情報の収集・整備を行い、海外事務所及びTICを訪れる外国人旅行者や、ビジット・ジャパン案内所に提供する情報収集整備機能を果たす。

## ② 通訳案内士試験業務

通訳案内士試験ガイドラインに基づき、通訳案内士試験事務を代行する。試験実施に当たっては、試験事務の安定性、統一性、公正性を確保しつつ、民間競争入札を導入して業務の効率化を図る。

また、自治体を実施する地域限定通訳案内士試験事務に対して、試験問題の提供等の支援を行う。

## (3) 国際会議等の誘致・開催支援業務

### ① 国際会議等の誘致支援業務

国として誘致することとしている大規模な会議や、地域活性化への効果が期待される会議等に誘致活動の対象を重点化し、取り組むべき目標を明確にした上で、優先度を付けて効率的に実施していく。

また、海外の国際団体・機関の本部や、受け入れ先となる国内の関係団体・機関、地方自治体、コンベンションビューロー等からの情報収集活動を強化するとともに、これまでの誘致活動の効果についての分析・検証を行い、その結果に基づき、海外事務所を活用した支援や、地方自治体、コンベンションビューロー等に対するノウハウの提供等、誘致活動を効果的・効率的に実施する。

国際会議の開催件数については、我が国における開催件数が正確に統計に反映されるよう、地方自治体等を通じた調査を実施するとともに、国際機関への働きかけを行う。

インセンティブ旅行（企業報奨旅行）の誘致については、韓国、中国、タイ、シンガポール等アジア諸国からの誘致活動を拡大するとともに、欧米のインセンティブ旅行市場開拓も強化する。

#### 数値目標

中期目標期間中に、機構が誘致した国際会議の数を90件とする。

### ② 国際会議の開催支援業務

誘致が決定した国際会議の開催を円滑に進めるため、ノウハウ事例の提供、人材育成、寄附金募集・交付金交付制度の運営等の事業を実施する。

## 3. 予算、収支計画及び資金計画

### (1) 自己収入の確保



個別相談会の開催やビジット・ジャパン・キャンペーン事業の実施に当たっての支援、国際会議の開催・誘致の支援等を通じて、事業パートナーとの連携を強化し、顧客満足度を高めることにより、地方自治体、民間事業者等からの賛助金拠出の維持・増加に努めるとともに、賛助会員の増加による会費収入の増加を図る。

(2) 予算（人件費の見積りを含む。）

別紙

(3) 収支計画及び資金計画

別紙

#### 4. 短期借入金の限度額

予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、100百万円とする。

#### 5. 重要な財産を譲渡し、又は担保にする計画

なし

#### 6. 剰余金の使途

剰余金が発生した場合には、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第44条第3項の規定による国土交通大臣の承認を受けて、海外からの訪日旅行の促進の効果が高く見込まれる海外宣伝事業費の使途に充てる。

#### 7. その他主務省令で定める業務運営に関する事項

(1) 人事に関する計画

前述のとおり、人件費の削減や、民間からの出向者等の活用、プロパー職員の育成等に努める。

(2) 独立行政法人国際観光振興機構法（平成14年法律第181号）第10条第1項に規定する積立金の使途

(3) その他中期目標を達成するために必要な事項

なし

## 独立行政法人国際観光振興機構 予算、収支計画及び資金計画 総表 (平成20年度～平成24年度)

## (1) 収支予算

[一般勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<収入>	
運営費交付金	9,840
賛助金・コンベンション協賛金収入	1,779
事業収入	4,306
事業外収入	109
計	16,034
<支出>	
業務経費	4,033
受託経費	4,266
人件費	6,392
一般管理費	1,343
計	16,034

## (2) 収支計画

[一般勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<費用の部>	
経常費用	16,034
業務経費	4,033
受託経費	4,266
一般管理費	7,730
減価償却費	5
当期利益金	0
計	16,034
<収益の部>	
運営費交付金収益	9,836
国際観光振興事業収入	6,085
資産見返運営費交付金戻入	4
事業外収益	109
計	16,034

[交付金勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<収入>	
寄附金収入	1,750
事業外収入	0
計	1,750
<支出>	
交付金事業経費	1,750
計	1,750

[交付金勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<費用の部>	
経常費用	1,750
交付金事業経費	1,750
当期利益金	0
計	1,750
<収益の部>	
寄附金収入	1,750
事業外収益	0
計	1,750

(3) 資金計画

[一般勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<資金支出>	
業務活動による支出	16,034
次期への繰越金	0
計	16,034
<資金収入>	
業務活動による収入	16,034
運営費交付金による収入	9,840
賛助金・コンベンション協賛金収入	1,779
事業収入	4,306
事業外収入	109
計	16,034

1. 人件費は退職手当金を含んでおり、このうち役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当及び超過勤務手当に相当する範囲の人件費見積額については、期間中下記を見込んでいる。

支出予定額： 6,096 百万円

2. 当法人における退職手当については、役員・職員退職手当支給基準に基づいて支給することとなるが、その全額について、運営費交付金を財源とするものと想定している。

3. 運営費交付金の算定ルール  
別添のとおり

[交付金勘定]

(単位：百万円)

区 分	金 額
<資金支出>	
業務活動による支出	1,750
次期への繰越金	0
計	1,750
<資金収入>	
業務活動による収入	1,750
寄附金収入	1,750
事業外収入	0
計	1,750

## 運営費交付金算定ルール

### [運営費交付金の算定方法]

$$\text{運営費交付金} = \text{人件費 (A)} + \text{一般管理費 (B)} + \text{業務経費 (C)} - \text{自己収入 (Y1)} \\ - \text{運営費交付金対象外事業収益 (Y2)}$$

### [運営費交付金の算定ルール]

1. 人件費 (A) = 当年度人件費相当額 + 前年度給与改定分等
  - (1) 当年度人件費相当額 = 前年度基準給与総額 × 人件費調整係数  $s$  + 退職手当等  
所要額
    - (イ) 前年度基準給与総額 × 人件費調整係数  $s$
    - (ロ) 退職手当等所要額  
退職手当：当年度に退職が想定される人員ごとに積算
  - (2) 前年度給与改定分等  
昇給原資額、給与改定額、退職手当等当初見込み得なかった人件費の不足額  
なお、昇給原資額及び給与改定額は運営状況を勘案して措置することとする。  
運営状況等によっては、措置を行わないことも排除されない。
2. 一般管理費 (B)  
前年度一般管理費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く) × 一般管理費の効率化  
係数  $\alpha$  × 消費者物価指数  $\delta$  + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因
3. 業務経費  
前年度業務経費相当額(所要額計上経費及び特殊要因を除く) × 業務経費の効率化係数  
 $\beta$  × 消費者物価指数  $\delta$  × 政策係数  $\gamma$  + 当年度の所要額計上経費 ± 特殊要因
4. 自己収入 (Y1) = 運営費交付金を財源として実施する事務・事業から生じるであろう  
自己収入の見積り額
  - ・ 20年度は、過去実績等を勘案し見込額を計上。
  - ・ 21年度以降 = 前年度自己収入 × 収入政策係数  $y_1$
5. 運営費交付金対象外事業収益 (Y2) = 運営費交付金を財源として実施しない事務・事  
業から生じるであろう自己収入 - 当該収  
入に係る支出
  - ・ 20年度は、過去実績等を勘案し見込額を計上。
  - ・ 21年度以降 = 前年度当該自己収入 × 収入政策係数  $y_2$  - 前年度  
当該自己収入に係る支出

注：本収益がマイナスの場合には0とする。

人件費調整係数  $s$  : 毎年度の予算編成過程において決定

一般管理費の効率化係数  $\alpha$  : 毎年度の予算編成過程において決定  
業務経費の効率化係数  $\beta$  : 毎年度の予算編成過程において決定  
消費者物価指数  $\delta$  : 毎年度の予算編成過程において決定  
政策係数  $r$  : 毎年度の予算編成過程において決定  
自己収入政策係数  $y_1$  : 毎年度の予算編成過程において決定  
                  "           $y_2$  : 毎年度の予算編成過程において決定  
所要額計上経費 : 公租公課、事務所借料の所要額計上を必要とする経費  
特殊要因 : 新規・拡充事業費など特殊な要因により必要となる経費について、毎年度の予算編成過程において決定

[中期計画予算の見積りに際し使用した具体的係数及びその設定根拠等]

【注記】 前提条件

- ・ 人件費調整係数  $s$  : 中期計画期間中は対前年度 0.99 として推計
- ・ 一般管理費の効率化係数  $\alpha$  : 平成 20 年度は対前年度 0.92、平成 21 年度以降は対前年度 0.98 として推計
- ・ 業務経費の効率化係数  $\beta$  : 平成 20 年度は対前年度 0.93、平成 21 年度以降は対前年度 0.995 として推計
- ・ 消費者物価指数  $\delta$  : 中期計画期間中は 1.00 として推計
- ・ 政策係数  $r$  : 中期計画期間中は 1.00 として推計
- ・ 自己収入政策係数  $y_1$  : 中期計画期間中は 1.00 として推計
- ・                   "           $y_2$  : 中期計画期間中は 1.00 として推計  
(但し、観光情報提供事業収入は 20 年度収入見込額に対し、21 年度以降、対前年度 2,000 千円増として推計)